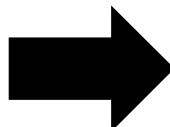


消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料・手数料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、次表のとおりです。

松阪公園グラウンド

区分	使用料	
月曜日から金曜日まで	自午前 8 時30分 至午後 0 時30分	1,080円
	自午後 1 時 至午後 5 時	
	自午前 8 時30分 至午後 5 時	2,160円
	自午前 8 時30分 至午後 0 時30分	1,400円
自午後 1 時 至午後 5 時		
日曜日、土曜日及び休日	自午前 8 時30分 至午後 5 時	2,800円
	自午前 8 時30分 至午後 5 時	
備考		
1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 2 使用区分を超えて使用する場合又は使用区分以外の時間帯に使用する場合は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に270円を乗じて得た額とする。		



区分	使用料	
月曜日から金曜日まで	自午前 8 時30分 至午後 0 時30分	1,100円
	自午後 1 時 至午後 5 時	
	自午前 8 時30分 至午後 5 時	2,200円
	自午前 8 時30分 至午後 0 時30分	1,430円
自午後 1 時 至午後 5 時		
日曜日、土曜日及び休日	自午前 8 時30分 至午後 5 時	2,860円
	自午前 8 時30分 至午後 5 時	
備考		
1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 2 使用区分を超えて使用する場合又は使用区分以外の時間帯に使用する場合は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に270円を乗じて得た額とする。		

注意：10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は新しい使用料となります。

教育委員会スポーツ課(☎0598-53-4402)